

自動車事故報告規則等の一部を改正する省令並びに関係告示の制定及び改正に関する
パブリックコメントの募集について

平成21年8月12日

＜問い合わせ先＞

自動車交通局安全政策課

（内線41-623）

事業用自動車における事故削減のため、事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会によりまとめられた『事業用自動車総合安全プラン 2009』（平成21年3月）を踏まえ、国土交通省では、別紙案のとおり、自動車事故報告規則等の一部を改正する省令等の策定を検討しています。

このため、広く国民の皆様からこの案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。皆様からいただいたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

・「自動車事故報告規則等の一部を改正する省令並びに関係告示の制定及び改正について（案）」

2. 意見募集期間

平成21年8月13日（木）～平成21年9月11日（金）（必着）

3. 意見送付方法

別紙の意見提出様式に、氏名、住所、所属（会社名又は所属団体名）、電話番号電子メールアドレスをご記入の上（又は同等の記載事項を記載したものにより）、以下のいずれかの方法で送付して下さい。

①郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車交通局安全政策課 パブリックコメント担当 あて

②電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：g_TPB_AST@mlit.go.jp

国土交通省自動車交通局安全政策課 パブリックコメント担当 あて

※電子メールの件名を「自動車事故報告規則等の一部を改正する省令並びに係告示の制定及び改正に関するパブリックコメント」としてください。

③FAXの場合

FAX 番号：03-5253-1636

国土交通省自動車交通局安全政策課 パブリックコメント担当 あて

○留意事項

- ・ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ・ いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめその旨をご了承願います。
- ・ いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご了承下さい。